

越前市中心市街地活性化協議会規約

(名 称)

第1条 本会は「越前市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第2条 協議会は事務所を福井県越前市塚町101番地に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、越前市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため必要な事項を協議し、越前市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 越前市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 越前市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 越前市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 前号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施

(委 員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 武生商工会議所(中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という)第15条第1項第2号イ)
 - (2) まちづくり武生株式会社(法第15条第1項第1号ロ)
 - (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合の除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 委員に欠員が出た場合は、その都度協議会に諮り決定する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員の中から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は会長が召集する。

- 2 会議の議長は会長が行う。
- 3 会議は協議会委員の過半数の出席により成立するものとし、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会の中に必要な協議又は調整を行うため、構成員、構成員に属する実務者、また協議に必要な関係者で構成する専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織・運営等については、別途会長が定める。

(会 計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の運営に要する費用は協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金等その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、武生商工会議所内に置き会務を処理する。
- 3 会務を処理するため、事務局に職員若干名を置く。

<附 則>

- 1 この規約は、平成19年7月6日より施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めるものとする。
- 3 この規約は、平成27年9月30日から一部改定施行する。